法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

1900年の備讃瀬戸沿海村(1)

大崎, 晃

(出版者 / Publisher)
法政大学教養部
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編
(巻 / Volume)
91
(開始ページ / Start Page)
67
(終了ページ / End Page)
96
(発行年 / Year)
1994-02
(URL)

https://doi.org/10.15002/00004746

六 五 四 三

沿海村と時代状況

塩田開発と漁場占有利用権

旧漁業法前の鯛網漁場争論 (以上本号)

目

次

漁業組合と漁場占有利用権

旧漁業法後の鯛網漁場争論

一九〇〇年の備讃瀬戸沿海村(一)

Coastal Villages by Bisan Channel, Setonaikai at 1900 (1) Akira Osaki

大崎

晃

序

先駆的事例だとかまったく考えていないが、結果的にそれらと無縁でありえないこともまたたしかだろう。 この小論は地方漁業史の一齣として書いた。ここから敷洐して日本史的意義づけを行おうとか、また未開拓領域

組合が設けられた。 向は時代の中でとらえられねばならないだろう。 治二二年の市町村制施行で登場した行政村は、漁民共同体としての単位を乖離させた。かくして漁場占有利用権の動 利用体系の確立が必要であった。。また幕藩期の漁場占有利用権所有団体としての浜および浦といった自然村と、 には府県別の漁業取締規則に収約された)で、北日本の新開地を除けばおおむね幕滞期の旧慣が継承されることとなっ は出願許可 ので一般にこう呼ばれる)が公布される前年になる。 そして明治一九年には漁業組合準則によって、幕藩期村中入会の漁場占有利用権の付与対象として、各地に漁業 九〇〇年は明治三三年にあたり、最初の全国的な漁業法であるいわゆる旧漁業法 (海面借区) しかし漁村内部では、新しい技術や漁場開発への対応および殖産誘導のために、 制がうち出されたが、その直後に旧慣尊重の基本方針に後退し、府県ごとの諸布達 地租改正条例後、 明治八年海面官有宣言により漁場占有利用権 (明治四三年の改正法に先立 新しい漁場占有 (最終的

海村の記録の一端である。 この小論は、 幕藩期の旧慣から明治の旧漁業法による行政体系へ組みこまれる過程の、 使用した資料は、『香西漁業史』所収の三点。以外は香川県綾歌郡宇多津町阿比野家旧蔵 備讃海峡に面する香川県沿

ìŀ

<u>1</u> 羽原又吉「明治維新を中心とする水産業の変遷過程と漁業法との関係並に其後の推移(一)~(三)」社会経済史学 第八巻

第四号~第六号 暉三「明治初期の漁業制度並に旧漁業法に於ける継受関係(一)~(三)」 法学史林 昭和一三年

第四三巻

第一二号~第四四卷

第

昭和一六年~昭和一七年

潮見俊隆『日本における漁業法の歴史と性格』日本評論社 昭和二六年。

|野瓶徳夫『明治漁業開拓史』平凡社 昭和五六年。

2 香西漁業組合『香西漁業史』同組合 大正一一年 一三六~七頁 三二八~三三三頁。

旧漁業法成立前の鯛網漁場争論

浜町から宇多津村までの香川県本土と備讃諸島間のそれぞれの地先を除く海峡一帯におよぶ、 用権は、まず高松市東浜町・同西浜町・中笠居村大字香西は地先と、香川・阿野・鵜足三郡の沖合すなわち高松市東 生・松山村大字青海・林田村・金山村大字江尻・坂出町・宇多津村の沿海集落が連なる。当時それぞれの漁場占有利 香川県高松市から西へ、当時の呼称で高松市東浜町・同西浜町・中笠居村大字香西・王越村大字木沢・同大字乃 鯛の共同入会漁場の利

漁業海面拝借願

用権を保有していた(第一図)。

第四大区九小区笠居村鯛鰆網漁業

海面

大区一小区西浜村鯛釣漁業

大区三小区東浜村鯛釣漁業

右三ケ村 有 漁 場

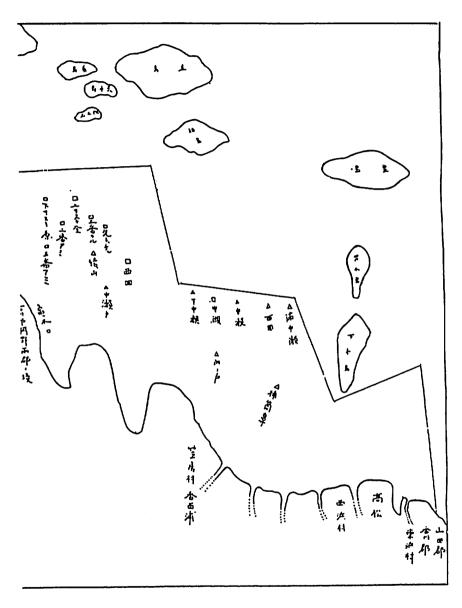
但シ

東郷東村川裾ヨリ女木島字補筒端マデ凡千間見通シ同所ヨリ柏島エ凡三千間見通シ

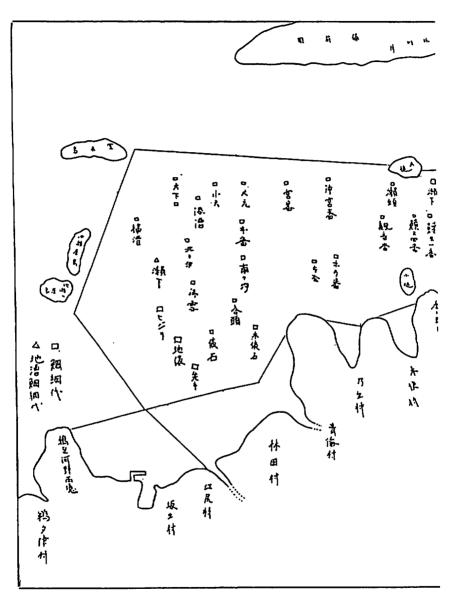
西室木島ヨリ小瀬居島南ノ端マデ凡二千間同島ヨリ地瀬居島字蛭子端マデ凡五百間見通シ蛭子端ヨリ丸亀沖上 北柏島南端ヨリ大槌島境石マデ凡二千五百間見通シ同所西裏境石ヨリ室木島南ノ端マデ凡三千間見通シ

真島マデ凡二千間見通シ

南上真島ヨリ第五大区十一小区字宇多津村字蛸崎端マデ凡千五百間地方エ見通シ



と鯛網々代 (『香西漁業史』208頁より改変)



第1図 1900年の沿海各村専用漁業水域

拾目ヅツ上納仕来候処中興鰆子献上ニ付無税ニ相成居候得共御改正後去明治七年迄一帖ニ付金弐拾円ヅツ上納仕 六百目ゾツ上納仕リ御改正己来去ル明治七年迄一帖ニ付金六拾五円ゾツ上納仕候且鰆網ノ義ハ壱帖ニ付銀弐百五 出願ノ外此海面エ従来漁猟関係ノ向キ更ニ無之候事 右海面ニテ往古ヨリ漁猟仕来候所元禄年中網株御取調ニ付爾後元禄古株ト称シ御進上銀トシテ鯛網一帖ニ付銀

来候并ニ釣漁ノ者ハ標幟銀トシテ古来ハ銀十匁ヅツ上納御改正後ハ金参拾参銭ヅツ上納仕来候事 漁船五十五艘 笠居村

但シ鯛網ニテ鯛専業漁夫戸数五軒

漁船四十四艘

但シ鰆網ニテ鰆専業漁夫戸数十一軒

但シ鲷釣ニテ鯛専業漁夫戸数七十軒

漁船七十艘

漁船六十艘 但シ鯛釣ニテ鯛専業漁夫戸数六十軒

御許容被下度該網代場明細帳相添此段奉願候也

第四大区九小区笠居村漁夫惣代

久 米 利

大区一小区西浜村漁夫惣代 作 印

同

同

大区三小区東浜村漁夫惣代

藤 菊 蔵 印

伊

田 忠次郎 印

Ш

俊 殿

右同村

西浜村

東浜村

右ハ従来連署ノ各村共有連署ノ私等共右鯛蜂網鯛釣営業仕居候所自今相当ノ借用料差出拝借漁業仕度奉存候間

岩 村 高

愛媛県令

阿比野家旧蔵文書

青海・林田・髙松市東浜町・同西浜町・中笠居村大字香西・王越村大字木沢の、金山村大字江尻・坂出町地先は江 きかった。ついで王越村大字木沢地先は木沢・髙松市東浜町・同西浜町・中笠居村大字香西・松山村大字青海・林田 村の、王越村大字乃生地先は乃生・高松市東浜町・同西浜町・中笠居村大字香西の、松山村大字青海・林田村地先は 鯛網とは、この地方で鯛大網と呼ばれる地漕網を含む改良沖取舟曳網で、後述するように当時もっとも漁獲高が大

カ町村は共同で、阿野・鵜足二郡沖合水域を対象に鯛網操業を出願した。 さて明治二七年、王越村大字木沢・同大字乃生・松山村大字青海・林田村・金山村大字江尻・坂出町・ 宇多津村七 尻・坂出・髙松市東浜町・同西浜町・中笠居村大字香西の、それぞれ共有入会漁場であった(第一図)。

漁業ノ儀ニ付願

年四月五日ヨリ向五十日間営業 鯛網壱帖 但シ阿野郡王越村大字乃生松山村大字青海林田村金山村大字江尻坂出町鵜足郡宇多津村沖合鯛釣漁場ニ於テ毎 五十五人掛使用

条御許可ノ上鑑札御下渡被下度頭取及取締連署別紙保証書相添此段奉願候也 右ハ本県水産取締規則其他水産ニ関スル御達ヲ遵守シ前記ノ場所ニ於テ従来慣行ノ漁網ヲ以テ新規営業仕度候

宇多津村四ケ村漁夫共有惣代 林田村金山村大字江尻坂出町

明治廿七年七月十日

鵜足郡宇多津村

Ш

求三郎

印

阿野郡王越村大字木沢漁夫惣代

村大字乃生漁夫惣代 松 浦 元 蔵 印

同

郡同

高 畑 官五郎

印

郡松山村大字青海漁夫惣代

同

次

渡 辺 廣

印

鵜足郡宇多津村漁夫惣代

阿比野 勇

印

(以下氏名省略

豊 田 元 良 殿

阿野鵜足郡長

(阿比野家旧蔵文書)

関係村浦ニ於テ支障ナキヲ保証スルニアラザレバ許可セサルベシ」に従って、高松市東浜町・同西浜町漁夫惣代の同 際しては県水産取締規則の「慣行ナキ営業又ハ新タニ其場所発見スルカ或ハ新規ノ器械ヲ使用セント欲スルモノハ其 意保証書が添えられた。

髙松市東浜町・同西浜町・中笠居村大字香西三カ村が従来から共有入会漁場としてきたところの一部なので、出願に

この出願は「鯛網壱帖」とはいえ、その漁場である王越村から宇多津村にいたる沖合水域は宇多津村地先を除けば、

保 証 書

ナラズ共々賛成致居候条此段保証仕候也 自分共等従来年々稼来候春季鯛釣ノ漁場ニ於テ今般二川求三郎外弐名共別紙鯛網漁業出願候処聊カ差支無之ノミ

明治廿七年七月十日

香川県高松市大字東浜町漁夫惣代 古

市

喜三郎

印

市北浜材木町漁夫惣代

同

県同

利 平 印

市大字西浜町漁夫惣代 野

同

県同

倉 髙 蔵 印

小

(阿比野家旧蔵文書)

(以下氏名省略)

今回新規鯛網着業を企画した出願七カ町村の中心である宇多津村を通じて、当時の漁業をみよう。

宇多津村網代場明細帳

中高網

但シ仕卸シ十一月ヨリ翌年三月迄取揚魚ハイナチヌボラ此収獲五ケ年平均壱帖ニ付金拾三円網代場南地方平山 宇多津村専猟

俵石ヨリ馬島東山根ヲ見通シ凡三千間同所ヨリ西上真嶋見通シ凡三千間同所ヨリ南土器川裾エ見通シ凡三千五百

但シ仕卸シ一月ヨリ十二月迄取揚魚ハ蛸海老コチカレスズキチヌタナゴアナゴイカ此収獲五ケ年平均壱帖ニ付 弐拾四艘 右 同 断

間惣平均弐千四百間

三拾四円網代場右同断 チヌ網 右 同 断

タコ縄 但シ仕卸シ十二月ヨリ三月迄取揚魚ハチヌ此収獲五ケ年平均壱帖ニ付三円網代場右同断

右 同 断

但シ仕卸シ四月ヨリ七月迄取揚魚ハタコ此収獲五ケ年平均壱縄ニ付弐円網代場右同断

ママカリ網 壱帖 间 断

但シ仕卸シ七月ヨリ九月迄取揚魚ハママカリ此収獲五ケ年平均壱帖ニ付四円五拾銭網代場右同断 網 壱帖 同 断

筋迄見通シ五千四百間地方北沖合見通シ凡千間 但シ仕卸シ七月ヨリ翌年三月迄取揚魚セイイナ此収獲五ケ年平均壱帖ニ付拾壱円網代場東乃生山ヨリ西土器川

同

断

カリ引網

但シ仕卸シ八月ヨリ翌年二月迄取揚魚ハイナ此収獲五ケ年平均壱帖ニ付拾壱円四拾銭網代場右同断

イサリ突

断

右 同

但シ仕卸シ四月ヨリ十月迄取揚魚ハアカベアンコイカ此収狻五ケ年平均壱艘ニ付三円三拾銭網代場右同断 右 同 断

イカ網

五帖

但シ仕卸シ四月中取揚魚ハイカ此収獲五ケ年平均壱帖ニ付弐円網代場右同断

壱帖 三木喜十郎外壱名

但シ仕卸シ八月ヨリ十二月迄取揚魚ハイナスズキ此収獲五ケ年平均壱帖ニ付三円網代場ハ宇多津村新町川裾口

船入川 流セ網

但シ仕卸シ三月ヨリ四月迄取揚魚ハ鰆此収獲五ケ年平均壱帖ニ付拾円網代場沖合ニテ際限相立不申候

各村

宇多津村専猟

但シ掘取リ一月ヨリ十二月迄掘取貝ハアサリ貝ハマグリニシマテ此収獲五ケ年平均五円貝場東タコ崎ヨリ西土

器川裾迄南地方ヨリ北沖合有弐百五十間

但シ十一月ヨリ十二月迄取藻ハアヲノリ此収狻五ケ年平均五拾銭此藻場南新町橋ヨリ北新町川裾迄

右之通ニ御座候以上

第五大区拾壱小区宇多津村漁夫惣代

(以下氏名省略)

(阿比野家旧蔵文書)

の各種漁業一人当たり所得額からもうかがえる。 宇多津村等七カ町村が新規に鯛網着業を企図した目的が、 もとより高い漁獲高の見込みにあったことは、宇多津村

漁業収獲金高御届

但壱ケ年収獲見積金高 金弐百五拾円也

右之通相違無之候間此段御届仕候也 明治廿七年七月十日

阿野郡林田村金山村大字江尻坂出町

鵜足郡宇多津村漁夫共有惣代

Ш

求三郎

印

鹅足郡宇多津村漁夫惣代

阿比野 勇

印

(以下氏名省略)

阿野鵜足郡長

豐 田 元 良 殿

出願と同じ内容の出願があった。そしてこの二通の申請は阿野鵜足郡長豊田元良から認可された。 また同月同日阿野郡王越村大字乃生高畑億七(後見人宮下タケ)を代表に、前記二川求三郎を代表にした鯛網操業

鵜足郡宇多津村 鵜足郡宇多津村四ヶ町村漁夫共有惣代 阿野郡林田村金山村大字江尻坂出町

Ш 求三郎

阿野鵜足郡長

元 良 ЕП

(阿比野家旧蔵文書)

(阿比野家旧蔵文書)

明治廿七年七月十日付願鯛網営業ノ件聞届鑑札下付ス

明治廿七年七月卅日

豊 田

々主菊池キチ・多田トセ・西岡 方この二通の鯛網営業許可で、 従来から占有利用してきた鯛網漁場を侵害されると考えた中笠居村大字香西 稔・久保栄吉と漁民総代は、 許可取消を求めて香川県へ請願した。

1の鯛

新規鯛網営業許可御取消願

香川県阿野郡王越村字乃生

吉 原 岩 喜

同

髙 畠 官五郎

県同 郡坂出町

同

Ш 水三郎

字青海林田村金山村大字江尻沖合ハ恰モ私共鯛網及釣業者連帯専用漁場即チ瀬居島ニ該当スルヲ以テ其障害甚敷候 月五日ヨリ向五十日間新規鯛網仕下営業ヲ阿野鵜足郡長豊田元良殿カ許可セラレタル漁場中王越村字乃生松山 - 付右瀬居島該当ノ漁場ノ許可御収消奉願候 右阿野郡王越村大字乃生松山村大字青海林田村金山村大字江尻坂出町鵜足郡宇多津村沖合鯛釣漁場ニ於テ毎年四

定

願 立

実

勿論他府県村浦ノ漁者ガ侵漁スル時ハ往古ノ慣行ニ基キ現今ニ至ルモ警察ノ御保護ヲ蒙リ追払私共安業致居候事実 訴院ニ於テ欠席裁判ニモ服シ又和解契約即チ私共が連帯専用猟場タルコトハ他県人モ保証致居候事実ニ候又当県ハ 二候岡山県下児島郡下津井村外三箇村ヨリコチ網並ニ配縄漁者ノ侵漁ヲ受ケ去ル明治十六年起訴致同十九年大阪控 リ瀬居島ト称へ鯛網五帖内壱帖地漕鯛網並ニ鯛釣営業漁者連帯専用猟場ニ御座候テ鯛釣営業者其者ノ専断ヲ以テ他 一候今般出願許可者阿野鵜足郡各村浦ノ漁場区域ハ平素入会ノ漁場ニ候故ニ別段該村浦ノ沖合漁場ハ決テ無之ハ事 - 村浦ノ者ト新規営業ヲ企テ若クハ協賛致候如ク私専ノ所為ハ決テ相成不用又網主モ同上ノ旧慣行ノ存在仕候事 右吉原岩喜外二名ヨリ願立阿野鵜足郡長許可セラレタル漁場中王越村松山村林田村金山村大字江尻沖合ハ往占ヨ

長ガ吉原岩喜外二名ニ対シ新規鯛網営業ノ漁場王越村大字乃生松山村大字青海林田村金山村大字江尻ノ沖合ハ公明 許シ来候其ガ不服ヲ申立候時ハ如何成行候哉恐クハ御県治上ニテ影響ヲ波及候事実ハ不尠ト奉存候故ニ阿野鵜足郡 キ不法ノ事実ニ候且同御規則第五条ニハ水族藩殖及公益上障害アリト認ムル時ハ仮令営業許可者ト雖之ヲ停止若ク ラザレバ許可セザルベシト御示ノ通新規営業ハ其障害無之保証ヲ付スベキモ釣漁者総代ノ一方ノミノ保証ニシテ第 ニ候果シテ了知致居ル 事実ニ候仮令阿野鵜足郡村浦 候猶沈思仕候ニ誠ニ水族ノ治安ニ妨害ヲ蒙リ候斯ノ如ク甚敷況ンヤ山口県広島県愛媛県岡山県下漁夫等毎年入漁ヲ キ営業又ハ新ニ其場所ヲ発見スルカ或ハ器械ヲ使用セントスルモノハ其関係ノ村浦ニ於テ支障ナキヲ保証スルニア 保証ニテハ其効力ハ更ニ無之ハ事実ニ侯右ノ如ク旧慣証拠明瞭致居侯ノミナラズ本県水産取締規則第四条ニ慣行ナ 実ニ候又吉原岩喜外二名ノ者ヨリ申立ノ季節 禁止シ又ハ区域及季節ヲ限ルコトアルベシト有之即完全ナル願済タリトモ或時ハ御取消ニモ相成ルベク旨遵守仕 関係村ノ中笠居村鯛網主字香西ノ漁夫総代ノ保証無之ハ該漁場ニ対シ阿野鵜足郡長ノ許可セラレタルハ効力無之 御取調ヲ以テ速ニ御取消被成下度夫々連署ヲ以テ奉願候以上 「リ毎年春季清明候ヨリ向五十日間ニシテ恰モ私共営業季節中ニシテ吉原岩喜外」 ノ事実ナル時ハ益々不法ノ保証ニシテ鯛網主並釣営業ノ連帯専用漁場ナルヲ以テ一方ノミノ **プ漁夫総代等ハ旧慣ヲ悉知セザルモ高松市東浜西浜ノ漁夫総代等ハ了知致居候** ハ毎年四 肎 五日ヨリ向五十日間ト有之候然ルニ私共ガ営業季節 一名ノ出願許可ハ不法中ノ不法ノ

明治廿七年九月

当県香川郡中笠居村寄留

当県香川郡中笠居村寄留

菊

池

キ

チ

多

田

١

セ

当県香川郡中笠居村寄留

稔

西岡

当県香川郡中笠居村

当県香川郡中笠居村漁夫総代

久

保

栄

吉

阿 部 伝次郎

当県髙松市大字東浜釣業漁夫総代

中 村 徳 次

当県高松市大字西浜釣業漁夫総代

伊勢島

弥

市

(『香西漁業史』)

阿野鵜足郡長

夫総代ノ連印ヲ欠キタル願書ニ対シ許可セシモノニシテ本県水産取締規則第四条ニ抵触セシモノニ付該営業許可ハ 本年七月三十日付ヲ以テ鵜足郡宇多津村二川求三郎外二名へ鯛網営業ヲ許可セシハ関係村ナル香川郡中笠居村漁

速二取消スベシ

野鵜足郡長へ通達された。

鯛網取消訓令写

だけでは無効であること、

保証が必要なのに中笠居村関係の署名がないので違法であること、たとえ高松市の釣漁業者が同意しても一方の保証 村の鯛網・釣漁業者と高松市東浜町・西浜町の釣漁業者の入会専用漁場なので、県の水産取締規則第四条により同意

新規出願の漁期は中笠居村等の漁期と重なること、したがってこの漁場での新規鯛網営業

中笠居村鯛網網主側の主張は、王越村大字乃生・松山村大字青海・林田村・金山村大字江尻の沖合は、古来中笠居

の許可は取消して欲しいというものであった。結局この取消願は主張どおり県知事の取消すところとなり、その旨阿

明治廿七年十二月十九日

香川県知事

小

畑 美 稲

印

(「香西漁業組史」)

これを受けて阿野鵜足郡長は宇多津村長に次の通達を出した。

鵜足郡宇多津村町

旨本人へ示達シ該鑑札直ニ返納セシムベシ 印ヲ欠キ本県水産取締規則ニ抵触セシニヨリ速ニ取消ス可キ旨今般知事ヨリ訓令有之候ニ付該営業許可取消候条其 本年七月三十日付ヲ以テ其村二川求三郎へ鯛網営業乃許可致シ処本願ハ関係村ナル香川郡中笠居村漁者惣代ノ連

明治廿七年十二月廿日

但シ該営業税ハ追テ下戻候条其旨申聞セ致スベシ

阿野鵜足郡長

林 īΕ

幹 (阿比野家旧蔵文番) 印

これに対して、一旦は許可された漁業権を取消された宇多津村阿比野勇と王越村大字乃生高畑億七(代理人宮下タ

鯛網営業指令取消ノ件回復ノ訴願

ケ)・吉原岩喜は、取消の撤回を求めて阿野鵜足郡長に訴えた。

五百五十四番戸農業兼漁業 香川県鵜足郡宇多津村 訴願人

阿比野

勇

间 県阿野郡王越村字乃生

番戸農業兼漁業

訴願人

髙

畑

億

七

右幼年二付後見人

県同 郡同 村字

同

百四十番戸農業

下 タ

ヶ

宮

県同 郡 訚 村字 同

同

百三 一番戸農業

訴願人 吉 原 岩

喜

同 県阿野鵜足郡長

被訴願人 林

īE. 幹

要

냙

可シタルヲ被訴願人ハ同年十二月廿日付布達書ヲ以右許可ノ指令ヲ取消タリ尤モ該達書ヲ発スルノ前へ訴願人ニ対 自身ヲ執リ鯛網仕卸営業出願ニ及ビタル処取轄郡長 達書ヲ以右許可ノ指令ヲ被取消タリ之レ被訴願人カ違法ノ処置ナルニヨリ該達示ヲ更ニ取消シ訴願人カー旦被取消 江尻同郡坂出町等四ケ町村ノ漁業者ト共々鵜足郡宇多津村二川求三郎ヲ漁夫ノ共有総代トシ又宮下タケ吉原岩喜ハ 、ル指令ヲシテ有効ノモノタラシメン事ヲ希望スルニアリ **- 願人ハ鯛網仕卸営業為シ度キ素志ヲ以テ阿比野勇ハ居住村ナル鵜足郡宇多津村并阿野郡林田村同郡金山村大字 - 願人ハ明治廿七年七月十日付ヲ以鯛網仕卸営業為シ度旨出願シ同月三十日許可セラレタルヲ同年十二月廿日付** (前任) 豊田元良ハ実地ニ就キ反復取調ノ末明治廿七年願旨許

諮問 香川郡中笠居村漁夫総代ノ保証ヲ添付セザルハ如何

シ不審ノ廉々諮問シタリ訴願人阿比野勇外二名ハ是ニ答ル事大略左ノ趣意ヲ以テセリ

合ノ瀬、中宮番、 如ク又各自出願許可ヲ得タル漁場即チ阿野郡松山村大字青海并林田村沖合ニ於ル字中洲見、添漕、先干汐、 ク各自単独ノ専業漁場ニシテ鯛釣漁場ハ是等ノ専業鯛網々代ヲ除避シテ其外ニアルモノニテ全ク地区ヲ異ニスル限 北満汐及同郡王越村大字乃生并ニ松山村大字青海并林田村沖合ニ於ル字本俵、 ハ入会漁場ニ非ス然レハ中笠居村専有網代ニハ聊モ関係無キ事ハ論無ク従テ漁夫総代ノ保証或ハ連署ヲ要ス可キ 中笠居村漁夫等カ専有ノ鯛網々代トスル箇所ニハ毫モ関係ナシ其謂タル鯛網々代ナルモノハ旧慣行調ニアルガ 宮番、兀番、 小ハゲ番、下タロ及香川郡中笠居村并下笠居村何々ト皆ナ其場所ヲ区別シ居ルガ如 先俵、地俵、 地俵先、御多、

又髙松市漁夫総代野村利平外拾名ノ保証書ニ仍テ視ルモ鯛網々代ト鯛釣漁場トハ入会漁場ニ非ル事判明ナリ(中略) 保証ヲ要セズシテ続々許可サレ居ルヲ以テ視ルモ鯛網々代ト鯛釣漁場トハ入会ニ非ズ全ク関係ヲ絶チタル事明ケシ 菊池キチノ如キハ其氏名似寄ルモノサヘ無之ニ彼レカ営業願ニ当リ鯛釣漁者タル阿野郡王越村大字乃生漁夫総代 モノニ無之如斯鯛網々代ト鯛釣漁場トハ判然タル区別アルモノニテ爰ニ其証拠ヲ挙レバ慣行調沓ニ記載アル 氏名ト現今仕卸人ノ氏名ト照合スルニ代替相続人ニ非スシテ人名ニ異動アルハ新規営業者ナル事論ヲ俟 タズ就 仕:

自漁場ヲ異ニシ借区ハ只タ名而已ニシテ其実無キガ如シ夫レ斯ル事態ナルヲ以テ之レヲ撓メ借区法ヲ守ラントスレ 者ハ旧慣行ノ如何ニ不拘借区ノ制度ヲ遵守スル為メ旧慣行ノ縁故最モ厚キ村浦ヲ表シ借区シタルヨリ鯛網業鯛釣業 産業拡張ノ為メ各県適当ノ方法ヲ可設旨御布告アリタルヨリ愛媛県ハ之ニ応ズルニ海面借区ノ制ヲ置キタリ其際漁 認ノ甚キモノニシテ被訴願 大関係者ノ如ク思惟シ彼等ノ連印ヲ欠キタルニヨリ規則ニ抵触アル願旨トシ至当ナル指令ヲ容易ニ取消タリ之レ誤 ニ明文アリテ鯛網々代ヲ除ク以上ハ網代専有漁者ニハ無論関係ハ無之モノナルヲ被訴願人ハ中笠居村漁者ヲシテ最 テ然レハ訴願人ハ旧慣行アル鯛網々代ヲ除キ全ク鯛釣漁場内ニ於テ鯛網仕卸捕魚スルノ設計ニシテ此事タル 願ノ鯛網仕卸ニ関係ヲ有スルヤ否ヤノ一点コソ本件ノ枢要ニシテ本訴ノ曲直ヲ鑑ルハ他ニ穿鑿ヲ要セザル可 第四條ヲ以テ規定シタルモノニテ無関係者ノ意見ヲ問フニ不及ハ弁ヲ俟タス然リ然レバ中笠居村漁業者カ訴願人出 或ハ新規ノ器械ヲ使用セント欲スルモノハ其関係村浦ニ於テ支障ナキヲ保証スルニアラザレハ許可セザルベシ」 今般知事ヨリ訓令有之候ニ付該営業許可取消条云々」トアリテ本件ノ争点ハーニ茲ニアル事明カナリ然シテ訴 ノ差別無ク相倶ニ牽連シ以テ此事ニ及ビタルモ其稼ク処ハ旧慣ヲ固守シタルモノニテ鯛網業鯛釣業共従来! ハ之レニ対シ抵触ノ廉ナシト主張スルモノナリ抑モ水産取締規則ハ 「本願ハ関係村ナル香川郡中笠居村漁夫総代ノ連印ヲ欠キ本県水産取締規則ニ抵触セシニヨリ速ニ取消ス可キ旨 三胆 ノ如キ |慣行ニ拠ル可キ旨布達サレタリココニ於テ表面入会漁場ヲ装ヒタル鯛網々代ト鯛釣漁場ト ij 所 謂 ハ旧慣行則チ天明年度ヨリ依然タル確例ヲ捨テザルヲ得ズ去リナガラ旧慣行ヲ守ラバ借区ノ実ハ挙ラ 不都合ナル事 人ガ斯ル誤謬ヲ惹キタルハ何等ノ事柄ニ原因スルヤ訴願人カ推量スル処ハ明治十年 自ヲ逐テ県庁モ実験上該法ノ不適当ナルヲ覚リ其爾後借区ノ方法ハ全ク之ヲ廃シ漁業 「慣行ナキ営業又ハ新タニ其場所ヲ発見スル 判然区分シタ ノ如ク各 漁業願

識が、

於ル鯛釣業者トハー漁場入会捕魚シ来ルモノ、如ク思考シ中笠居村漁夫総代ノ連印ハ必要ナリト軽卒ニモ誤認シタ シテ訴願人ハ其鯛釣漁場ニ於テ鯛網仕卸営業セント企図スルモノナルニ仍リ従来ノ鯛網々代ニハ毫末モ関係無キ事 テ鯛網漁場ノ大区域内ニ於テ小区域ノ鯛網々代ヲ除キタル余地ハ全ク鯛釣漁場ナル事疑ヒモ無ク最モ見易キモノニ ルニアラズヤ個ハ之襲日訴願人ニ対シ諮問ノ際其語気ニ顕レタリト今更自分等回顧想像セラル、ナリ ル モノニ有之然ルニ被訴願人ハ是等ノ事柄ニ疎ク単ニ借区当時ノ書類ヲ一閲シ中笠居村ニ於ル鯛網業者ト高松市ニ (中略) 然シ

要

ハ明瞭タリ

前陳ノ訳柄ナルニヨリ本件ハ水産取締規則ニ抵触セシモノニ非ル故達示ヲ更ニ取消ヲ要求スル為メ訴願ニ及ヒ候 求

明治廿八年二月十六日

條至当ノ御裁決ヲ賜リ度候巾

阿比野 勇

宫 Ħ ケ

原 岩

(阿比野家旧蔵文書)

香川県知事 小 畑 美 稲

殿

鯛釣漁業とは競合関係にないことを自ら証明しているではないか。そして今回許可を取消した県等行政当局の基本認 承は新規営業というべきで地元関係村たる王越村鯛釣漁業者の保証が必要なのにその努力をしておらず、鯛網々代と 置の予定だが場所が固定している鯛網々代を除いて自由に移動して操業する鯛釣漁業とは競合しないこと、そのため る。このことは、中笠居村の網代の名儀人は後掲のように菊池キチを始め旧慣の名儀人とは変っているので、その継 水産取締規則の新規営業出願時の関係村の保証すなわち中笠居村鯛網および鯛釣漁業者の署名は必要ないこと等であ 宇多津村阿比野勇等の主張は、 明治一〇年の海面借区制への現地の対応が「旧慣行ノ縁故最モ厚キ村浦ヲ表シ」て便宜上共同で借区し、 新規出願の網代は旧慣の網代とは重復しないこと、また出願網代は鯛釣漁場内に設

固定化しつつこれを旧慣として追認していこうとしたとき、それを事実誤認の疑念が濃いとする考えの当否には審重 漁業者と鲷釣漁業者の「差別無ク相俱ニ牽連」操業を通じて借区制と旧慣の矛盾に気づいて既成の事実として現実を

を期さねばならないが、興味深いものがある。

網仕卸シ御届

明治七年四月十四日 鲷 網 五帖

右ハ明十五日仕卸仕度奉存候間此段御届仕候也

第十八大区七小区

笠居村鲷網漁者

久久久

保

利

惣

平

恒次郎 三次郎 吉 平

濱

村 長

喜 平

泉

Щ

(「香西漁業史」)

しかし県知事からは次の裁決が下った。

久 保 継 Ξ 殿

裁 決 曹

香川県鵜足郡宇多津村

五百五十四番戸農業兼漁業

訴願人 阿比野

勇

県阿野郡王越村大字乃生

同

番戸農業兼漁業

訴願人 髙

畑

億

七

右億七幼年ニ付後見人

県同 郡同 村大字

面

É 四十番戸農業

訴願

県同 郡同 村大字 ïï

宮

F

夕

ケ

一番戸農業兼漁業

訴願人

吉 原 岩

ン事ヲ本知事ニ提出シ正当ノ裁決ヲ請求スルモノナリ **訴願者申立ノ理由トスル所**

ハ阿野鵜足郡沖合ノ鯛漁場中釣業者ト網業者トハ各自共区域ヲ異ニシテ漁業スル

Ŧ

四条ニ抵触セザルモノナルニ之ヲ抵触セシモノトシテ許可ヲ取消シタルハ不当ナルニ付先キノ指令ヲ有効ナラシメ

本訴願ノ要旨ハ阿野鵜足郡沖合鯛釣漁場ニ於テ新ニ鯛網三帖使用スル事ヲ郡長ガ許可セシハ本県漁業取締規則第

越村大字乃生漁夫総代ノ保証ヲ要セズシテ許可サレ居ルハ即チ鯛網々代ト鯛釣漁場トハ入会ニアラザル事明ナルニ 笠居村ノ鯛網漁業者ノ保証ヲ要スルニ及バズ又中笠居村鯛網漁業者ニ異動アレバ新規営業ナルニ出願ノ際阿野郡王 ナレバ鯛釣漁業者ノ承諾ヲ得ハ取締規則第四條ニ示ス関係村浦ノ支障ナキ保証ハ具備セシモノニシテ無関係ナル中

ト云フニアリ因テ本知事ハ訴願法第一條ニ依リ之ヲ受理シ審査説明スルコト左ノ如シ

訴願者ニ於テハ阿野鵜足郡沖合鯛漁場ハ網漁ト釣業トハ其漁業ノ区域ヲ異ニセリ如何トナレバ網漁者ハ其網代場

中笠居村漁夫総代ノ連印ヲ欠キタルハ本県漁業取締規則ニ抵触セシモノトシテ許可ヲ取消シタルハ不当ノ所置ナリ

ナキモノトス右理由ナルニ依リ裁決スルコト左ノ如シ訴願者ノ請求相立タズ 先キニ郡長カ許可セシハ本県漁業取締規則第四條ニ違背シタルモノナリ故ニ該許可ヲ取消シタルハ不当トスル トス因テ香川郡中笠居村漁夫総代ノ連印ヲ欠キタルハ即チ該村漁業者ニ於テ支障アルニ依リ然ラシムルモノナレ 異動アルモ其慣行ノ網数ヲ超過セザル以上ハ新規営業者ニアラザルヲ以テ関係村浦ノ連印ヲ要スルニ及バザルモ カラサルモノナレバ釣漁業者ノミノ承諾ヲ得ハ鯛網漁業者ハ無関係ナリト云フ事能ハズ殊ニ同季節中同種 準ノアルアリテ同区域内ハ往古ヨリ慣行ニ依リ鯛網鯛釣業ハ互ニ親密ニ漁業シ来ルモノニシテ交互ノ関係相離ル 印ヲ欠キタルモノトシテ許可ヲ取消シタルハ之ニ服従スル能ハズト云フト虽モ該阿野鵜足郡ノ沖合鯛漁場ハ縦横標 ヲ描示シテ各自単独ノ専業漁場ニシテ鯛釣漁場ハ是等専業鯛網代ヲ除キ其以外ニ於テ漁業スレバ自ラ地区ヲ異ニス 網ヲ以テ新ニ営業スルモノナレバ釣漁業者ヨリハ一層網漁業者ニ関係ヲ有スルハ明ナリ又中笠居村鯛網漁業者ニ 、ヲ以テ其関係者釣漁業者ノ保証ヲ取リ出願シタルヨリ郡長カ之ヲ許可シタルモノナルニ無関係者ナル漁業者ノ ノ魚同

3治三十一年九月廿六日

香川県知事

小 野 隆 助

印 (阿比野家旧蔵文書

同意が必要なこと、反対に中笠居村の鯛網々主が相続時の名儀変更に際し、関係村すなわち王越村他の同意手続を欠 ていたのは違法と訴えた点は、 今回の出願 回復の請求は退けられた。これを不服とする宇多津村阿比野勇他一名は、行政訴訟へとむかった。 ば、 たとえ漁場が競合しなくなくても同じ鯛網を同じ季節に操業するので、 網代数の増加がない限り新規営業とはみなされず適法とされ、 関係村すなわち中笠居村の 阿比野勇他の鯛網許

鯛網営業許可取消ニ対スル訴訟

可

六百六十三番戸農業兼漁業 香川県鵜足郡宇多津町

阿比野

原告人

勇

香川県阿野郡王越村大字乃生

番戸農業兼漁業

原告人

髙 畑

億

七

右幼年ニ付後見人

県同 郡同 村大字同

同

百四十番戸農業

宮

下

Ħ

ケ

右代理人 香川県鵜足郡宇多津町

六百六十三番戸農業兼漁業

阿比野

勇

被告人

香川県阿野鵜足郡長

中 島 尚 岬

明治廿七年十二月廿日付ヲ以テ原告カ既得ノ鯛網営業許可ヲ取消シタル達取消方ヲ請求ス 要

実

譲ノ上鵜足郡宇多津町二川求三郎ヲ漁夫共有総代トシ又原告髙畑億七ハ一己ノ資格ヲ以テ明治廿七年七月十日鯛釣 付キ一応ノ調査ヲモ遂ゲズ原告ガ既得ノ許可ヲ取消シタルハ万不当ニ付原告ハ明治廿八年二月十六日郡長林正幹ニ 漁場関係者惣代ノ保証書ヲ添付シ鯛釣漁場ニ於テ鯛網営業出願仕候処其当時ノ郡長豊田元良ハ利害有無取調ノ為メ レドモ原告ハ該裁決ニ服従シ能ハザルニ付茲ニ訴訟提起ニ及ビタル次第ニ御座候 対シ県知事ニ訴願セシ所明治三十一年九月廿六日県知事小野隆助ハ訴願者ノ請求ハ相立タズトノ裁決ヲ与ヘラレタ 実地ニ出張シ反覆丁寧調査ノ結果明治廿七年七月三十日許可セラレタリ然ルニ後任郡長林正幹ハ不親切ニモ実地ニ 原告阿比野勇ハ香川県鵜足郡宇多津町并ニ阿野郡林田村同郡金山村大字江尻同郡坂出町等四ケ町村ノ漁業者協 WI

治三十一年十月廿五日

来開陳セシ如キ理由ナルヲ以テ県知事ノ裁決ニ服シガタキニ付茲ニ本訴提起仕候也

・モ香川 曲 県 阿野鵜足郡 | ノ沖合鯛漁場ハ縦横標準アルアリテ其区域内ニハ , 鯛網 々代場ト鯛釣漁場

リ居ルヲ以テ網釣両者ハ交互親密ノ関係ナキ事実ハ夙ニ了知シ居ルニモ拘ラズ釣漁場ニ関係ナキ 印ハ争テカ要スベキヤ然ルニ被告郡長ハ勿論県知事ニ於テモ網営業者ガ営業スル網代場ト釣漁場トノ場所 関係ヲ有スル市町村漁夫惣代ノ保証アル以上ハ素ヨリ同一ノ網代場又ハ同一漁場ニアラザル中笠居村漁夫惣代 許可タリトモ当然取消 営業者ノ関係ヲ有スル香川郡中笠居村漁夫惣代ノ支障ナキ保証ヲ要シ若シ其保証ナキ限リハ仮令原告ガ既ニ得タ 論ヲ俟タズ故ニ若シ原告ガ従来ノ鯛網代場ニ於テ網営業ヲナサントスレバ当然漁業取締規則第四條ノ精神ニ基 得タル場所ニ毫モ利害関係ヲ有セザレバ従テ支障有無ノ連印ヲ要スベキ筋合ノモノニアラザルハ当然ノ事理ナル 基キ許可セラレタル ナルノミナラズ網営業者ハ網代場ヲ目的トシ釣営業者ハ右網代場ヲ除ク外東西ハ勿論南北自在ニ営業スルモノナ シ原告カ既得ノ許可ヲ取消シタルハ決テ不当ニアラザル旨ノ裁決ヲ下シタルハ実ニ失当ノ裁決ト言ハザルヲ得ズ モ拘ラズ県知事ノ裁決書ニ中笠居村漁夫惣代ノ連印ナキヲ以テ香川県漁業取締規則第四條ニ違背シタルモノト看倣 テ営業スルニ際シテハ素ヨリ右網代場又ハ漁場ニ付関係ヲ有スル町村ノ漁夫惣代ノ連印ヲ要スル規定ナル 区域場ニシテ剰サへ従来ノ鯛網々代場ヲ除クト特ニ記載シ釣業者関係市町村ノ漁夫惣代等ノ支障ナキ保証アル 交互親密ノ関係 釣営業ハ素ヨリ網営業モ毫モ影響ヲ来サヾルナリ之レ畢竟網ト釣トハ互ニ目的及箇所ヲ異ニスル自然ノ結果ナレ 印ヲ欠キタリ 元来香川県漁業取締規則第四條ノ精神タルヤ同一ノ網代場又ハ同一ノ漁場ニ於テ同種ノ網又ハ同一ノ漁具ヲ以 定ノ区域アルアレバ決テ網営業者ト釣営業者トガ互ニ入会漁業スル等ノ如キハ素ヨリ事実アルベカラザ ・迚テ既得ノ許可ヲ取消シタル ハ勿論何等ノ関係リモ有セザルナリ而シテ原告カ嚢ニ営業許可ヲ得タル場所タルヤ全ク釣営業者 モノニシテ香川郡中笠居村漁夫惣代ノ連印ヲ求メザルハ他ナシ同村ノ網営業者ハ原告ガ許可 **ザル、ハ至当ノ事ナレドモ原告ガ既得ノ許可ハ釣漁場ニ於テ網営業出願スルニ当リ** ハ漁業取締規則第四條ヲ不当ニ解釈シタル違法ノ裁決ト思料仕候 中笠居村漁夫惣代 ドハ往古ヨ 事 ハ夫々異 キ ij

行政裁判所長官評定官 周 布

公 平 殿

阿比野

Ŋ

(阿比野家旧蔵文書

告は次の答弁書を提出した。 訴状の内容は、 大筋でさきの取消回復の訴願と同じで、 新たに加えられた主張はない。 一方原告の訴状に対し、 被

鯛網営業許可取消ニ対スル訴訟答書

定ノ申立

ナルニ付キ其請求ヲ御排斥相成度候

明治三十一年十月廿五日付ヲ以テ原告ヨリ被告ニ対シ提起セル鯛網営業許可取消ニ対スル訴訟ハ全ク理由ナキモ

由

者ナル事ハ多言ヲ要セズシテ明瞭ナリ故ニ原告ノ出願ニ付テハ第一着ニ此等村浦ノ保証ヲ具備セザルベカラザル筈 ハ其主ナルモノトス故ニ今原告ガ慣行ナキ鯛漁業ヲ開始スルトキ之ガ為メニ先ヅ利害ノ影響ヲ受クベキモノ此等数 所謂関係者ト認ムベキハ果シテ何者ナリヤト云ハバ高松市ノ鯛釣中笠居村ノ鯛網及阿野郡王越村大字乃生ノ鯛釣等 場区域ヲ査閲スルニ該漁場ハ広ク阿野鵜足郡ノ全海面ニ亘レリ而シテ此海面区域内ニ於テ漁業ヲ為スノ権利ヲ有シ 二際シテ之カ為メニ漁業上正当ニ利害ノ影響ヲ受クルモノヲ指斥シタルモノナリトス今原告出願ニ係ル鯛網営業漁 ナク慣行ナキ営業ヲ為シ又ハ新タニ場所ヲ発見シテ漁業ヲ為シ或ハ新規ナル器械ヲ使用シテ漁業ヲ為ス者アル場合 キヲ保証スルニアラザレバ許可セザルベシ」トアリ而シテ本條ニ謂フ所ノ其関係村浦ナルモノハ別ニ述ブルマデモ **、ルニモ拘ラズ中笠居村ノ保証ヲ添付セザリシハ規則上重要ナル点ニ於テ欠陥アルモノナリ** 「慣行ナキ営業又ハ新タニ其場所ヲ発見スルカ或ハ新規ノ器械ヲ使用セント欲スル者ハ其関係村浦ニ於テ支障ナ 原告出願ニ係ル鯛網営業許否ノ件ニ関シ準拠スベキ明治十九年二月愛媛県甲第廿三号水産取締規則ノ第四條ニ

右

二同種 二関係ナシトスルモ原告出願ニ係ル漁場ノ如キ廣濶ナル区域内ニ鯛網々代場ノ星散棋布シ其境界(網代場ト釣漁場 待タズ鯛鰆網代場ト虽モ時宜ニヨリ鯛鰆漁者ガ網ヲ張下セザル事アルトキニハ其明場処ニ於テモ亦釣漁ヲ為シ得ル 期節ハ鯛網同断釣漁場ノ義ハ鯛鮥網代場明処ニテ仕来リ候」トアルニ依テ見ルモ鯛釣漁者ハ鯛鰆網代場以外ハ論ヲ 占ムルガ如キモ是レ只釣漁業ニ対シ網代場ヲ区画シタルマデニ止リ同海面ハ往古ヨリノ慣行上概括シテ鯛網鯛釣 セザル趣ヲ主張セリ素ヨリ現今ノ鯛網々代場ナルモノハ原告出願ノ海面区域内ノ各処ニ散在シテ単独一定ノ位置 域ヲ犯シテ互ニ入会漁業スルガ如キ事ハ事実有リ得ベカラザルヲ以テ釣営業ハ網営業ニ対シ何等利害ノ関係ヲモ有 ト云フニ至リテハ実ニ規則ノ精神ト実際ノ事情トニ適セザルモノトセザルヲ得ズ トノ)トテハ何等ノ之ヲ隔離スルモノアラズ而カモ網代場以外ハ総テ釣漁場ナルニ今新タニ此釣漁場内ニ於テ同時 入会漁場タル事ハ争フベカラザルモノトス明治十年漁業慣行調中香川郡西浜村東浜村鯛釣業慣行ノ項ニ「但シ仕卸 ノ慣行ナル事ヲ知ルベシ然レドモ仮リニ一歩ヲ原告ニ譲り両漁場ノ区域ハ互ニ画然タルモノニシテ釣営業ハ網営業 原告ハ中笠居村ノ保証ヲ欠ケル理由トシテ鯛網代場ト釣漁場トハ慣行上一定ノ区域アルモノナレバ両漁者其区 **ノ漁具ヲ使用シテ同種ノ魚ヲ漁撈スル者出来スルニモ拘ラズ尚従来の網営業者へハーモ利害の影響ヲ及サズ**

明治三十一年十二月六日

中 島 尚 脚

(阿比野家旧蔵文書)

行政裁判所長評定官 松 岡 康 毅 腶

処ニテ仕来」すなわち網漁期以外は網代でも操業されたりもして、ここは入会漁場であったと主張している。この答 りしない海上では漁場の区別は「隔離スルモノアラズ」して概念上のものにすぎないこと、また釣漁業は 弁書に対する弁明書が原告側から提出された。 その内容は、網代場釣漁場区分の存在を否定するもので、網代場は広い釣漁場内に「星散」点在し、境界がはっき 「網代場明

答弁書に対する弁明書

愛媛県甲第廿三号布達第四條ニ規定スル関係村浦トアルハ漁場ニ関係ヲ有スル村浦ナル事ハ敢テ論ヲ俟タズ何

要ナキ旨一方へ答申シナガラ本件答弁書中理由第一ニ中笠居村(中笠居村ハ網漁場而巳ニ関係ヲ有スルモノナリ) 瞭ニ釣漁場ト網漁場トハ区域ヲ異ニシ居ル而巳ナラズ漁業上ノ関係ヲモ有セザルヲ以テ中笠居村ノ連印ヲ要スル必 ラザル事ヲモ認メ居ル事実ハ前郡長ガ香川県内務部長書記官近藤幸止ニ宛テ発シタル答弁書ニ徴シ明瞭ナリ斯 場区域内ニシテ網漁場区域内ニアラザル事ハ被告郡長モ充分認ムル而已ナラズ彼此関係ヲ異ニシ従テ関係村浦 アラサルナリ之レ畢竟甲乙漁場ハ互ニ利害関係ヲ異ニスルヲ以テナリ夫レ独リ原告ガ出願許可セラレタル場ハ釣漁 係スル村浦ノ連印ヲ要スベキ筋合ノモノニシテ更ニ関係ナキ乙漁場ニ関スル村浦迄ノ連印ヲ要スベキ筋合ノモノ ノ保証ヲ添付セザリシハ規則上重要ナル点ニ於テ欠陥アル云々ト前後齟齬モ亦甚ダシキ矛盾ノ言ヲ為スモノト云ハ ノ連印ヲ要スルトノ規定ニシテ例エバ甲漁場ニ於テ以上ノ如キ営業ヲナサントスルニ際シテハ勿論甲漁場ニ関 バ従来ノ漁場ニ対シ新規営業ヲナスカ又ハ新規ノ器械ヲ使用セントスルトキハ素ヨリ其漁場ニ関係ヲ有スル

チ入り釣営業等ハ未だ曽テナシタル事ナキト被告郡長ノ答申書并ニ漁夫惣代ノ証明ニ徴照セバ自カラ明確ナラン故 釣漁者ガ該網代場ヲ使用スルト云フガ如キ意味ノモノニアラズ其証拠ニハ往古ヨリ釣漁者ハ断ジテ鯛鰆網代場ニ立 代場明所ニテ仕来リ候」トアル其明所ト云フハ単に網代場外ノ場所ト云フ意味ニテ網漁者ガ網代場使用セザ 場ニ於テ自由営業ヲ為シ得ルガ如キ陳述ヲナセドモ個ハ畢竟実地ノ情況等ヲ詳知セザルニ依ル何トナレバ 鯛鰆網代場明所ニテ仕来リ侯」トアルヲ奇貨トシ恰モ網漁者ガ鯛網代場ニ網ヲ使用セザル場合ニハ釣漁者ガ其網代 ニアラザレバ決テ入会等ノ性質ハ毫モナキモノナリ又被告郡長ハ慣行調ニ「但シ仕卸期節ハ鯛網同断釣漁場ノ義 入会スルモノニシテ本件ノ漁場ハ網釣漁者ハ互ニー定ノ漁場区域アリテ決テ両者ガーケノ場所ニ於テ漁業スル ナリ是畢竟互ニー定ノ区画アルニ原因ス況ヤ釣漁場関係漁夫惣代ノ証明アルニ於テヲヤ去レバ被告郡長ガ網釣漁者 ザルヲ得ズ之レ実ニ被告郡長ガ答弁トシテハ毫モ採ルニ足ラザルモノト思料仕候 ハ互ニ入会スルガ如キ答弁ヲナスハ全ク不当ノ言タルニ過ギズ又元来入会ナルモノハ或一ケノ場所ニ於テ甲乙交互 ニ被告郡長ガ釣漁者ガ鯛鰆網代場ニ於テ釣漁ヲナス云々ハ全ク事実ト証拠ヲ調査セザル無稽ノ陳述ト云ハザル 営業スベキ網代場ヲ記シ其以外ニ於テ営業ヲ為シ得ザルナリ又釣漁者ハ釣漁場区域外ニ於テ営業ヲナシ得ザ 元来釣漁場ト網漁場トハ往古ヨリ一定ノ区画アルアリテ互ニ入会シ得ベカラザル事ハ網漁者ハ営業願 「鯛鰆網 明

ズ

ルハ規則ニ抵触シタルモノニ無之ニ付被告ガ発シタル明治廿七年十二月廿日付鯛網営業許可ノ取消ノ達ヲ取消シ原 以上開陳セル理由ナルニ付香川郡中笠居村ハ原告出願ノ漁場ニハ更ニ関係無シ随テ同村漁夫惣代ノ連印ヲ欠キタ

明治三十一年十二月廿四日

告ガ営業成シ得ラル様御判決アラン事ヲ請求仕候

高畑億七後見人同村同大字宮下タケ代理 香川県阿野鵜足郡王越村大字乃生一番戸

兼本人同県鵜足郡宇多津町六百六十三番戸

農業兼漁業

原告人 阿比野

勇

行政裁判所長官

松 岡 康 毅

殿

(阿比野家旧蔵文書)

事実誤認と主張している。しかし次のような判決が下った。 を、網漁期以外には網漁業に代って釣漁者が操業していたと解しているが、この明所とは網代場以外の場所の意味で、

裁判宣告書

合で、ここはそれぞれの区域が区別されていること、さらに慣行調べの「釣漁場ノ義ハ鯛鰆網代場明所ニテ仕来り族_

弁明書の原告反論は、被告は網漁場と釣漁場を入会漁場と考えているが、入会とは一定の区域に交互に入り会う場

農業兼漁業

香川県鵜足郡宇多津町六百六十三番戸

原告兼宮下タケ訴訟代理人

原告

阿比野

勇

香川県阿野郡王越村大字乃生壱番

同県同郡同村百四十番戸農業 漁業高畑億七後見人

宫 F

夕

香川 県阿野鵜足郡長

リ其網代場又ハ漁場ニ関係アル町村ノ連印ヲ要スル規定ナルコトハ敢テ論ヲ俟タズ故ニ原告ガ従来ノ網代場ニ於テ 取締規則第四條 香川県漁業取締規則第四條ニ違背ストノ故ヲ以テ被告郡長ノ処分ヲ是認シタルハ失当ノ裁決ト云ハザルヲ得ズ今回 網営業者ハ原告既得ノ場所ニ毫モ利害関係ヲ有セザレバ支障有無ノ連印ヲ求ムベキ理ナケレバナリ然ルニ県知事ガ 漁夫総代等ノ支障ナキ保証ニ基ヅキ許可セラレタルモノニシテ香川郡中笠居村ノ連印ヲ求メザリシハ他ナシ同 **書但書ニ記載シアル如ク全ク釣営業ノ区域ニシテ剰サへ従来ノ網代場ヲ除クコトニ注意シ釣営業ニ関係アル** スル自然ノ結果ナレバ交互親密ノ関係ハ勿論何等ノ連絡ヲ有セザルナリ而シテ原告ガ営業許可ヲ得タル場所 北自在ニ営業スルモノナレバ釣営業者ガ網営業ニ影響ヲ及ボスノ理ナシ之レ畢竟網ト釣トハ互ニ目的及箇所 キハ事実上決シテ有ルベカラザルノミナラズ網営業者ハ網代場ヲ目的トシ釣営業者ハ網代場ヲ除ク外東西ハ勿論南 網々代場ト鯛釣漁場トハ往古ヨリ慣行上一定ノ区域ヲ有スルモノナレバ網営業者ト釣営業者ガ互ニ入会漁業スル 年九月二十六日訴願人ノ請求相立タズトノ裁決ヲ与ヘタリ抑香川県阿野鵜足郡ノ沖合鯛漁場タル縦横標準 ヲ理由トシテ既得ノ許可ヲ取消シタルヲ以テ二十八年二月十六日郡長ニ対シ県知事ニ訴願シタルニ県知事ハ三十 有無調査ノ上同年同月三十日ニ至リ許可シタリ然ルニ後任郡長ハ一応ノ調査ヲモ為サズ関係村ノ連印ヲ欠キタ 右原告阿比野勇他一名ヨリ被告郡長中島尚岬ニ対スル鯛網営業許可取消ノ件双方ノ弁論を聴キ審理ヲ遂クル処 ノ要点ハ原告ハ明治二十七年七月十日ヲ以テ鯛釣漁場ニ於テ鯛網営業ヲ出願シタルニ当時 ノ精神ヲ考究スルニ同 一ノ網代場又ハ漁場ニ於テ同種ノ網又ハ漁具ヲ以テ営業スルニ際シテハ素ヨ 島 尚 岬 ノ郡長 アリテ 市町 利害

漁場ニ於テ網営業ヲ為サントスルモノナレバ釣営業ニ関係アル市町村ノ保証ヲ以テ十分ナリト信ズルナリ依テ被告 網営業ヲ為サントスルニハ当然同規則 第四 條 ノ旨趣ニ 基ヅキ網営業 ノ関係ヲ有スル 中签居村 保証 ラ要ス ベ キ ・モ釣

処分ヲ取消サレタシト云フニ在

具ヲ使用シテ同種 テ其境界ヲ隔離スルモノアルヲ見ズ而カモ網代場以外ハ総テ釣漁場ナルニ今新タニ此漁場内ニ於テ同時ニ同 業ハ網営業ニ対シ何等利害ノ関係ヲ有セズト主張セリ素ヨリ現今ノ網代場ハ原告出願ノ海面区域内各所ニ散在シテ テハ実ニ規則 ルモノニシテ釣営業ハ網営業ニ関係ナシトスルモ原告出願漁場ノ如キ広濶ナル区域内ニ網代場ノ星散棋布スル 概括シテ鯛網鯛釣ノ入会漁場タルコト争フベカラザルモノトス仮リニ一歩ヲ原告ニ譲リ両漁場ノ 居村ノ保証ヲ添付セザリシハ規則上重要ナル点ニ於テ欠陥アルモノナリ然ルニ原告ハ鯛網代場ト鯛釣漁場トハ 等数者ナルコトハ多言ヲ要セズシテ明瞭ナリ従テ第一着ニ此等村浦ノ保証ヲ具備セザルベカラザルニモ拘ラズ 釣等ヲ其主ナルモノトス故ニ原告ガ慣行ナキ網漁業ヲ為サントスルニ当リ之ガ為ニ利害ノ影響ヲ受クベキ 二於テ漁業ヲ為スノ権利ヲ有シ所謂関係者ト認ムベキハ高松市ノ鯛釣中笠居村ノ鯛網及阿野郡王越村大字乃 ルニアラザレバ許可セザルベシトアリ而シテ原告ノ出願漁場区域ハ阿野鵜足郡ノ全海面ニ亘ルヲ以テ此海 キ営業又ハ新タニ其場所ヲ発見スルカ或ハ新規ノ器械ヲ使用セント欲スル者ハ其関係村浦ニ於テ支障ナキ カラザル 往古ヨリ慣行上一定ノ区域ヲ有スルモノナレバ網営業者ト釣営業者ガ互ニ入会漁業スル 被告答弁ノ要点ハ原告出 定ノ区域アルモノナレバ両漁業者其区域ヲ侵シテ互ニ入会漁業スルガ如キハ事実有リ得ベカラザルヲ以 一定ノ位置ヲ占ムルガ如キモ是レ只タ釣漁業ニ対シ網代場ヲ区画シタル迄ニ止マリ同 釣営業ガ網営業ニ影響ヲ及ボスノ理ナシト云フニ在レドモ原告主張ノ如キ慣行上ノ区域ハ其挙証中一 |拠ヲ閲シ判決 ノミナラズ網営業者ハ網代場ヲ目的トシ釣営業者ハ網代場ヲ除ク外東西ハ勿論南北自在ニ営業スルモ ノ精神ト実際ノ事 **ノ魚ヲ漁撈スル者出来スルニモ拘ラズ尚従来ノ網営業者ニーモ利害ノ影響ヲ及ボサズト云フニ至**)ア理 由ヲ説明スル 願ニ係ル **情ニ遍セザルモノト云ハザルヲ得ズ故ニ原告ノ請求ヲ排斥セラレタシト云フニ在** 鯛網営業許否 コト左ノ如シ原告ノ主張ハ阿野鵜足郡ノ沖合鯛漁場 ノ件ニ関シ準拠スベキ明 治十九年水産取 如 海 締 キハ ダル 置ハ 刔 劕 区域 事実上決シテ有 網代場ト釣 往古ヨリ 第四 八五 條二 三画 ・ヲ保証 ノ慣行上 モ 面 モ之ヲ 渔 X 慣行 種 テ釣営 4 7 此 ス ナ

タル関係村中笠居村ノ保証ヲ要スベキニ其之ヲ欠キタルハ水産取締規則第四條ニ違背スルヲ以テ被告ガ之ヲ理由ト ズ然ラバ原告ノ出願ハ網代場以外の釣漁場ニ於テ自在ニ網漁業ヲ為サントスルモノナレバ釣漁業者ノ外尚ホ同業者 認ムベキモノナク原告ノ所謂両漁場ノ区域ハ単ニ釣漁業ニ対スル各網代場ノ区画ニ該当スルモノト認定セザルヲ得

右ノ理由ニ依リ判決スルコト左ノ如シ原告ノ請求相立タズ訴訟費用ハ原告ノ負担トス

シテ既ニ与ヘタル許可ヲ取消シタルハ違法ノ処分ト云フヲ得ズ

行政裁判所公廷ニ於テ宣告ス

明治三十二年二月六日

裁判長行政裁判所評定官

評定官

黒 Ш

(以下氏名省略)

(阿比野家旧蔵文書)

で水産取締規則による関係村である中笠居村漁民の連印が必要であり、これを欠いた原告の出願は違法で郡長の鯛網

域に分散する網代の境界は事実上存在しないこと、従ってここで同時に同種の網漁業を営めば相互に関係が生じるの

原告出願漁場は鯛網と鯛釣の入会漁場であること、両者はそれぞれ一定の区域をもつとはいっても広い水

許可取消の措置は適法としたのであった。

判決は、